

議案第 96 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 28 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を  
次のように改正する。

別表 11 の項中「郵送等」を「多機能端末機による交付に係る場合に  
あっては 200 円、郵送等」に、「、400 円」を「400 円」に改め、  
同表 17 の項中「450 円」の次に「（多機能端末機による交付に係る  
場合にあっては、350 円）」を加える。

付 則

この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

多機能端末機による戸籍の附票の写し及び戸籍証明書の交付に対する  
手数料を定める必要がある。